

法 制 執 務 講 座

研修の目的とねらい

熟練度・経験度目安

★★★★☆

職務遂行に当たって必要な法制執務の基礎知識を習得する。

- 自治体職員に必須の「法の解釈」、「法の運用」を基礎から学びます。
- 講義を通して法の取り扱いを学び、演習での実践により知識を定着させます。
- 要綱や要領の作成手法など、実務能力の向上を図ります。

期日	第1班	2019年7月25日(木)～7月26日(金), 7月31日(水)			
	第2班	2019年8月21日(水)～8月22日(木), 8月28日(水)			
時間	1日目	10時～16時30分 ※集合：9時45分			
	2, 3日目	9時30分～16時30分			
会場	茨城県自治研修所 7階 701研修室			講師	(株)ぎょうせい 松尾 弘子 氏
対象	一般職員 法制執務の担当になった、法制執務の基礎知識を習得したい、条例の制定・改廃を予定している といった方			計画人員	100人

研修の概要

基礎自治体である市町村には、地域特性や住民ニーズに対応した施策の実施が求められており、その実現のためには、法令の解釈や運用する能力が必要不可欠です。

当講座では、法制執務の基礎的講座として、条例を制定、改廃するための用語の使用方法や条例の構成などの基礎知識を学びます。

タイムスケジュール

	9:30	9:45	10:00		12:00	13:00		16:30
1日目		開講 オリエン テーション				法制執務総論(講義) 地方分権、法令の種類	休憩	
2日目						法制執務総論(講義) 法秩序維持の原理、法令の形式及び構成	休憩	
3日目						一部改正(講義、演習) 法令の動き、一部改正の種類、一部改正の原理、一部改正の方法	休憩	閉講

※計画内容は、講師との打合せ等により、若干変更となる場合がありますので、予め御留意ください。

受講者の声

- ・現在の業務の中で条例、要綱、規則の改正についてチェックする側のため、細かなところに注意が必要であることが分かり勉強になりました。
- ・法制執務の業務に携わることもあると思うので、勉強になった。
- ・説明がとても分かりやすく丁寧で、実際の事例なども出していただき理解が深まりました。

■茨城県自治研修所 市町村研修課

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎7階
TEL 029-303-1326 FAX 029-233-1031
E-mail jichiken2@pref.ibaraki.lg.jp

■交通アクセス

- ・水戸駅南口から徒歩約10分
- ・研修生用駐車場(水戸市三の丸3丁目9番地)から徒歩約10分
詳しくは当研修所HPを御覧ください。
<http://www.ibaraki-jichiken.jp>